

健感発 0327 第 2 号  
政統人発 0327 第 1 号  
令和 5 年 3 月 27 日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区  
市区町村 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省  
健康局結核感染症課長  
（公印省略）  
統計管理官（人口動態・保健社会統計室長併任）  
（公印省略）

次の感染症危機に備えた感染症により死亡した者等に関する情報の  
収集及び新型コロナウイルス感染症への適用について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 15 条の規定による積極的疫学調査の一環として、新型コロナウイルス感染症の患者の死亡に関する様々な情報収集に御協力いただいていたところです。

今般、こうした対応を踏まえ、次の感染症危機に備えた取組として、感染症法第 15 条第 2 項の規定に基づき、感染症に罹患した方が死亡した事実、死亡場所、死亡の原因等を把握する取組を進めることとしました（参考 1、参考 2）。その上で、新型コロナウイルス感染症について、別添（実施要綱）のとおり、死亡に関する情報を収集します。

なお、当該事務については、地方自治体の負担軽減を図るため、人口動態調査の死亡票の作成及び提出をもってこれに代えることができるものとする<sup>こと</sup>で、同一の報告を二重に求めない措置を講じることとします。これにより、今回の死亡情報の収集に際し、地方自治体に新たな事務は生じないことを申し添えます。

つきましては、内容について御了知の上、都道府県、保健所設置市及び特別区におかれましては、貴管内の保健所へ周知いただきますよう、お願い申し上げます。

(参考1) 第73回厚生科学審議会感染症部会 資料2

<https://www.mhlw.go.jp/content/10906000/001070843.pdf>

(参考2) 「戸籍届書の標準様式の一部改正について(通達)」(令和5年3月27日法務省民一第852号法務省民事局長通達)(別紙)

以上